

J A F 登録車両規定

1980年9月9日	制定
1981年7月17日	改定
1982年9月29日	改定
1984年10月19日	改定
1994年5月20日	改定施行
2014年3月25日	改定
2014年4月1日	施行

第1条 総則

登録車両とは、市販車両を対象とし、下記条項に従ってJ A Fに登録された車両をいう。

第2条 登録申請に必要な条件

以下のいずれかの条件を満たしていること。

1. 国土交通省型式認証車両（型式指定自動車または新型自動車）
2. 上記1. の車両を基本として一部の装置を変更、改造して製作された車両で、基本となる車両の型式を含み、かつ以下の条件を満たす車両。ただし、J A Fが不相当と認めた場合はこの限りではない。
 - 1) 連続する12ヵ月間に100台以上製作されていること
 - 2) 通常の日本国内販売網を通じ、個々の顧客に対する販売を目的としていること

第3条 登録申請者の条件

1. 国産車についてはJ A F特別団体とする。
2. 外国車については当該車両の製造者またはJ A Fが認めた当該車両の代理権者でありかつJ A F登録団体でなければならない。

第4条 登録申請の手続き

J A F所定の申請書に登録申請料を添えて申し込むこと。

第5条 提出書類

1. J A F 登録車両申請書：2通
2. 車両カタログ：2部

第6条 車両検査

当該車両は、自動車検査証に記載された型式指定番号（型式指定自動車の場合）または型式（新型自動車等の場合）により、J A F 登録車両であることを確認すること。

注）当該車両の仕様諸元は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会発行の「年製別型式早見表」および、カタログ、仕様書等を参照のこと。

第7条 参加者の遵守事項

競技会への参加者はオーガナイザーから要求された場合、J A F 登録車両に適合していることをカタログ、仕様書等により、証明しなければならない。

第8条 本規定の適用

本規定はレース、ラリー、およびスピード競技に適用する。

第9条 登録車両の有効期限

有効期限は、登録申請者から登録抹消申請が行われた日から5年で無効となる。

第10条 本規定の施行

本規定は、2014年4月1日より施行する